



発行 新潟県

第16号

令和5年2月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 196 県税の収納事務の委託（税務課）
- 197 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 198 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 199 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 200 換地処分（農地整備課）
- 201 換地処分（農地整備課）
- 202 令和3年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 203 道路の区域変更（道路管理課）
- 204 道路の供用開始（道路管理課）
- 205 道路の区域変更（道路管理課）
- 206 道路の供用開始（道路管理課）
- 207 道路の区域変更（道路管理課）
- 208 道路の供用開始（道路管理課）
- 209 道路の区域変更（道路管理課）
- 210 道路の供用開始（道路管理課）
- 211 道路の区域変更（道路管理課）
- 212 道路の区域変更（道路管理課）
- 213 道路の供用開始（道路管理課）
- 214 道路の区域変更（道路管理課）
- 215 道路の供用開始（道路管理課）
- 216 道路の区域変更（道路管理課）
- 217 道路の区域変更（道路管理課）
- 218 道路の供用開始（道路管理課）
- 219 道路の区域変更（道路管理課）
- 220 道路の供用開始（道路管理課）
- 221 道路の区域変更（道路管理課）
- 222 道路の区域変更（道路管理課）
- 223 道路の区域変更（道路管理課）
- 224 道路の供用開始（道路管理課）
- 225 道路の区域変更（道路管理課）
- 226 道路の供用開始（道路管理課）
- 227 道路の区域変更（道路管理課）
- 228 道路の供用開始（道路管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 2 新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 16 個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 17 個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 18 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第196号

県税の収納事務の委託（令和3年12月新潟県告示第1402号）の一部を次のように改正した。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>3 委託の期間</p> <p>(1) <u>上記1(1)から(9)まで</u> 令和3年12月28日から令和5年12月28日まで</p> <p>(2) <u>上記1(10)及び(11)</u> 令和3年12月28日から令和5年3月31日まで</p>	<p>3 委託の期間</p> <p>(1) <u>上記1(1)から(3)まで及び(5)から(9)まで</u> 令和3年12月28日から令和5年12月28日まで</p> <p>(2) <u>上記1(4)、(10)及び(11)</u> 令和3年12月28日から令和5年3月31日まで</p>

◎新潟県告示第197号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	7者	門前大田2668番2ほか18筆 4.7ha
新発田市	73者	東新町3丁目326番ほか571筆 88.4ha
阿賀野市	11者	六野瀬諏訪92番ほか102筆 9.2ha
胎内市	11者	柴橋蔵ノ腰1364番1ほか71筆 11.6ha
聖籠町	47者	諏訪山古堤2154番1ほか209筆 16.2ha
新潟市	116者	北区太田278番ほか1683筆 155.4ha
五泉市	1者	本田屋番丈免2793番1ほか2筆 0.3ha
阿賀町	1者	鹿瀬鯉清水4374番ほか2筆 0.3ha
三条市	23者	袋大内733番ほか240筆 32.2ha
燕市	82者	水道町四丁目347番ほか717筆 113.5ha
田上町	1者	保明新田1940番ほか15筆 2.1ha
弥彦村	4者	麓四石1108番ほか28筆 3.2ha
長岡市	34者	下条町倉ノ浦941番ほか126筆 16.0ha
見附市	19者	学校町2丁目64番ほか150筆 20.1ha
出雲崎町	1者	神条松バサキ2171番 0.5ha
魚沼市	3者	干溝山畑1452番4ほか23筆 1.2ha
南魚沼市	3者	大崎1803番1ほか8筆 0.7ha
十日町市	2者	馬場丁1889番ほか22筆 1.1ha
津南町	2者	下船渡甲8223番ほか23筆 4.0ha
刈羽村	8者	大塚向田2281番ほか160筆 26.7ha
上越市	5者	下箱井下川原540番ほか8筆 1.3ha
糸魚川市	6者	五十原1542番ほか13筆 2.1ha

佐渡市	27者	吾潟苦竹525番1ほか265筆 31.9ha
合計	487者	4,479筆 542.6ha

2 認可年月日

令和5年2月28日

◎新潟県告示第198号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日				
登録検査機関の名称	協同組合米ネットワーク新潟						
代表者氏名	理事長 飯島 武好						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区南笹口1丁目9番29号						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	早野 勝広	もみ、玄米	K152022047				
	西村 エリ子	もみ、玄米	K152022048				
	松尾 亮輔	もみ、玄米	K152022049				
	大津 大稔	もみ、玄米	K152022050				
	板鼻 節子	もみ、玄米	K152022051				
備考	略称『米ネットワーク新潟』令和5年2月28日 農産物検査員5名の新規登録。検査員合計119名。						

◎新潟県告示第199号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会		
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳		
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば		
農産物検査を行う区域	農産物検査員		成分検査業務受委託先
	氏名	農産物の種類	証明書番号 受委託の区分 登録検査機関の名称 代表者名 主たる事務所の所在地
新潟県	本間 毅	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1517031
	田村 剛一	もみ、玄米、大豆	K1522029
	山田 謙也	もみ、玄米、大豆	K1522031
	樋口 大介	もみ、玄米、大豆、そば	K1524052
	早川 美緒	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1526030
	皆川 貴行	もみ、玄米、大豆	K1529034
	高橋 健太郎	もみ、玄米、大豆、そば	K1530012
	菅原 由香	もみ、玄米、大麦、大豆	K152021007
	鈴木 梨奈	もみ、玄米、大麦、大豆	K152021008
	近嵐 将士	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K152021025
	恩田 寛	もみ、玄米	K152022002
	石黒 真伸	もみ、玄米	K152022003
	笹川 美紀	もみ、玄米	K152022004
	貝沼 健志	もみ、玄米、大豆	K152022005
	田村 浩樹	もみ、玄米	K152022006
	河内 遼	もみ、玄米	K152022007
	川崎 友寛	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K152022008
	涌井 和孝	もみ、玄米、大豆	K152022009
	土田 正樹	もみ、玄米、大豆	K152022010
	和田 翼	もみ、玄米、大豆	K152022011
	藤井 真衣	もみ、玄米、大豆	K152022012
	駒形 葵	もみ、玄米、大豆	K152022013
	鈴木 雄大	もみ、玄米、大豆	K152022014
	菊池 春希	もみ、玄米、大豆	K152022015
	田辺 杏奈	もみ、玄米、大豆	K152022016
	谷地 美月	もみ、玄米、大豆	K152022017
	早川 修平	もみ、玄米、大麦、大豆	K152022018
	星野 智洋	もみ、玄米、大麦、大豆	K152022019
	小林 龍介	もみ、玄米、大豆	K152022020
	土田 優那	もみ、玄米、大豆	K152022021
	安達 峻	もみ、玄米	K152022022
	関 祐輔	もみ、玄米	K152022023
	大塚 竜也	もみ、玄米、大豆	K152022024
	小野塚 裕豊	もみ、玄米、大豆	K152022025
	小林 弘樹	もみ、玄米	K152022026
	大淵 大貴	もみ、玄米	K152022027
	阿部 冠太	もみ、玄米	K152022028
	榎堀 哲彦	もみ、玄米	K152022029
	池田 裕作	もみ、玄米、大豆	K152022030
	加藤 正寛	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152022031
	近藤 雅恵	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152022032
	齋藤 航	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152022033
	藤本 明良	もみ、玄米	K152022034
	八木 健太	もみ、玄米	K152022035
	横山 竜二	もみ、玄米	K152022036
	奥澤 卓実	もみ、玄米	K152022037
五十嵐 章大	もみ、玄米	K152022038	
高橋 永遠	もみ、玄米	K152022039	
山野 尚広	もみ、玄米	K152022040	
太田 将寛	もみ、玄米	K152022041	
佐藤 潤	もみ、玄米	K152022042	
田中 伸行	もみ、玄米、大豆	K152022043	
長谷川 健太	もみ、玄米	K152022044	
俵山 久雄	もみ、玄米	K152022045	
河俣 忠相	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K152022046	
備考	略称『新潟県検査協会』令和5年2月28日 農産物検査員45名の新規登録、10名の検査を行う農産物の種類の追加。検査員合計764名。		

◎新潟県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新潟市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業 桑山地区に係る換地処分をした。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、小千谷市を地域とする県営区画整理（農地環境整備）事業 山本地区に係る換地処分をした。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第202号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和3年度地籍調査事業計画（令和4年4月5日新潟県告示第433号）を次のとおり変更する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第1計画区	令和4年3月31日まで
新発田市	新発田市の第6計画区及び第7計画区	令和5年3月31日まで
小千谷市	小千谷市の第31-2計画区、第32計画区及び第33計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第18計画区及び市街第19計画区	令和4年3月31日まで
	十日町市の松代第1計画区、松代第2計画区、松之山第1計画区及び松之山第2計画区	令和5年3月31日まで
見附市	見附市の第8-2-2計画区及び第9計画区	令和4年3月31日まで
村上市	村上市の塩谷（神林第34-1計画区）、塩谷（神林第34-2計画区）、塩谷（神林第34-3計画区）及び朝日第36計画区（檜原・板屋越・早稲田）	〃
燕市	燕市の第44-1計画区、第44-2計画区及び第45計画区	令和5年3月31日まで
妙高市	妙高市の第1-2計画区	令和4年3月31日まで
阿賀野市	阿賀野市の第39計画区、第40計画区、第41計画区及び第42計画区	〃

佐渡市	佐渡市の第52計画区、第53計画区、第54計画区、第55計画区、第56計画区、第57計画区、第58計画区及び第59計画区	〃
魚沼市	魚沼市の原虫野再調査計画区その1、原虫野再調査計画区その2、虫野再調査計画区その1、虫野再調査計画区その2、第37-3計画区、第39-1計画区、第49計画区、第40計画区、第46計画区、第17-2計画区、第11計画区及び第43計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第12-1計画区、第12-2計画区及び第11計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第41計画区、第42計画区及び第43計画区	〃
田上町	田上町の第8計画区及び第9計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第10-1計画区及び第10-2計画区	〃
出雲崎町	出雲崎町の第六計画区、第七計画区、第八計画区及び第九計画区	令和5年3月31日まで
湯沢町	湯沢町の第107-4計画区、第2020-1計画区及び第2020-2計画区	令和4年3月31日まで
刈羽村	刈羽村の第15計画区、第16-1計画区、第16-2計画区、第16-3計画区、第16-4計画区及び第16-5計画区	〃
関川村	関川村の第22計画区及び第30-1計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区、湯森林第2-1計画区、湯森林第2-2計画区、湯森林第3-1計画区及び湯森林第3-2-1計画区	〃

◎新潟県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 460号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市下条字中道1672番から 同市月崎字宮浦152番まで	新	8.0～25.8メートル	547.1メートル
	旧	9.5～26.2メートル	550.3メートル

◎新潟県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 460号
- 2 供用開始の区間
阿賀野市下条字中道1672番から同市月崎字宮浦152番まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月28日

◎新潟県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 島見新発田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内2147番1から 同郡同町大字藤寄字杉谷内2444番1まで	新	23.8～35.9メートル	126.5メートル
	旧	12.6～30.0メートル	111.5メートル

◎新潟県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 島見新発田線
- 2 供用開始の区間
北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内2147番1から同郡同町大字藤寄字杉谷内2444番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月28日

◎新潟県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番145から	新	4.5～33.0メートル	211.7メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番145まで	旧	4.5～14.4メートル	211.7メートル

◎新潟県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番145から同市宇津野字灰ノ又沢846番145まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月28日

◎新潟県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番145から	新	7.2～22.5メートル	70.1メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番145まで	旧	7.2～21.6メートル	70.1メートル

◎新潟県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 352号

- 2 供用開始の区間
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番145から同市宇津野字灰ノ又沢846番145まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月28日

◎新潟県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番147から	新	6.4～9.5メートル	29.7メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番147まで	旧	6.4～9.5メートル	29.7メートル

◎新潟県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番147から	新	15.8～18.0メートル	14.3メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番147まで	旧	15.8～17.4メートル	14.3メートル

◎新潟県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番147から同市宇津野字灰ノ又沢846番147まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月28日

◎新潟県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番149から	新	5.0～12.0メートル	42.4メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番149まで	旧	5.0～11.6メートル	42.4メートル

◎新潟県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番149から同市宇津野字灰ノ又沢846番149まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月28日

◎新潟県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番149から	新	5.0～9.4メートル	34.8メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番149まで	旧	5.0～9.4メートル	34.8メートル

◎新潟県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番19から	新	4.6～18.0メートル	31.1メートル
同市宇津野字灰ノ又沢846番19まで	旧	4.6～6.5メートル	31.1メートル

◎新潟県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 352号
- 2 供用開始の区間
魚沼市宇津野字灰ノ又沢846番19から同市宇津野字灰ノ又沢846番19まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月28日

◎新潟県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市下条四丁目339番5から	新	14.0～18.8メートル	176.3メートル
同市下条四丁目224番23まで	旧	13.7～23.0メートル	176.3メートル

備考 路線の重用

一部区間県道山ノ相川下条停車場線と重用

◎新潟県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間
十日町市下条四丁目339番5から同市下条四丁目224番23まで

3 供用開始の期日 令和5年2月28日

◎新潟県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字折居字餅粮361番1から 同市大字女谷字坂島川5845番5まで	新	(A)6.5～17.2メートル	491.0メートル
		(B)8.4～52.7メートル	429.4メートル
	旧	6.5～17.2メートル	491.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字女谷字坂島川5839番7から 同市大字女谷字坂島川5845番5まで	新	13.8～23.2メートル	25.2メートル
	旧	13.4～23.0メートル	25.2メートル

◎新潟県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

妙高市大字樽本字赤池丙950番5から	新	25.4～51.2メートル	57.8メートル
同市大字樽本字赤池丙950番5まで	旧	25.4～33.4メートル	57.8メートル

◎新潟県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角英世

1 路線名 県道 飯山斑尾新井線

2 供用開始の区間

妙高市大字樽本字赤池丙950番5から同市大字樽本字赤池丙950番5まで

3 供用開始の期日 令和5年2月28日

◎新潟県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 後谷黒田上越妙高停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字後谷字乳母池202番11から	新	4.6～18.0メートル	79.9メートル
同市大字後谷字乳母池202番3まで	旧	4.6～7.0メートル	79.9メートル

◎新潟県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角英世

1 路線名 県道 後谷黒田上越妙高停車場線

2 供用開始の区間

上越市大字後谷字乳母池202番11から同市大字後谷字乳母池202番3まで

3 供用開始の期日 令和5年2月28日

◎新潟県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課

において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市秋津字新田1172番2から	新	9.0～12.2メートル	343.5メートル
同市上横山字野田101番3まで	旧	8.5～11.7メートル	339.2メートル

備考 路線の重用
全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市秋津字新田1172番2から	新	9.0～12.2メートル	343.5メートル
同市上横山字野田101番3まで	旧	8.5～11.7メートル	339.2メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年2月28日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市秋津字新田1172番2から同市上横山字野田101番3まで
- 3 供用開始の期日 令和5年2月28日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、レサシアンシュミレータの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年2月28日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

レサシアンシュミレーター 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 講堂1

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年3月8日(水)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和5年3月13日(月)午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき

は、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、レーザープリンタートナーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年2月28日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

レーザープリンタートナー 単価契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2315

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年3月17日（金）午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年3月23日（木）午後1時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階ネットワーク室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、コピー用紙について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年2月28日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

コピー用紙 単価契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。

(4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に定める暴力団、暴力団員又はこれら

の者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2315

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和5年3月17日(金)午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和5年3月23日(木)午後2時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階ネットワーク室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第2号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年2月28日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

別記第29号様式、第29号様式の2及び第31号様式を次のように改める。

第29号様式（選挙人が行う不在者投票宣誓書兼不在者投票用紙請求書）

不在者投票宣誓書（兼請求書）

私は、何選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓い、投票用紙及び不在者投票用封筒を請求します。

選挙管理委員会委員長 様

年 月 日

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

【請求する者】

I 国内投票の場合

現住所 (住民登録のしているところ)	新潟県 市(区) 郡 町村 番地
選挙人名簿に記載されている住所	上と同じ
	新潟県 都道府県 市(区) 郡 町村 番地
氏名	
生年月日	年 月 日 生

II 在外投票の場合

在外投票人証に記載の住所	
氏名	
生年月日	年 月 日 生

第29号様式の2（選挙人が行う期日前投票宣誓書）

期日前投票宣誓書

私は、何選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

選挙管理委員会委員長 様

年 月 日

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

【宣誓する者】

I 国内投票の場合

現住所 (住民登録のしているところ)	新潟県 市(区) 郡 町村 番地
選挙人名簿に記載されている住所	上と同じ 新潟県 都道府県 市(区) 郡 町村 番地
氏名	
生年月日	年 月 日 生

II 在外投票の場合

在外投票人証に記載の住所	
氏名	
生年月日	年 月 日 生

第31号様式 (船員が自ら行う不在者投票用紙請求書兼宣誓書様式)

船員の不在者投票請求書 (兼宣誓書)

私は、何選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓い、船員の投票用紙及び不在者投票用封筒を請求します。

選挙管理委員会委員長 様

年 月 日

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

【請求する者】

現住所 (住民登録のしているところ)	新潟県 都道府県 市(区) 郡 町村 番地
選挙人名簿に記載	上と同じ

されている住所	新潟県 都道府県	市(区) 郡	町村	番地
氏名				
生年月日	年 月 日 生			
船員手帳登録番号				

附 則

- この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- この規程による改正後の新潟県選挙事務取扱規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和5年2月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
曾野木コミュニティセンター	新潟市江南区曾野木1丁目21番8号	多目的ホール1及び2	149.00	令和5年1月11日
		コミュニティールーム	44.40	
		研修室	43.70	

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
坂井輪コミュニティセンター	新潟市西区小針西1丁目12番12号	多目的ホール	178.87	令和5年1月11日
		講座室	134.13 (旧 134.15)	
青山コミュニティハウス	新潟市西区青山6丁目16番20号	和室A及びB	51.22 (旧 45.38)	令和5年1月11日
		講座室	102.45 (旧 103.00)	
五十嵐コミュニティハウス	新潟市西区上新栄町4丁目5番68号	会議室	28.56 (旧 29.00)	令和5年1月11日
		和室1及び2	64.36 (旧 64.00)	
		多目的ホール1及び2	104.09 (旧 98.00)	
		多目的ホール3	31.50 (旧 43.00)	

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
木場農村集落多目的 共同利用施設	新潟市西区木場2325 番地	集会所 会議室	80.96	令和5年1月11日
			34.69	

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和5年2月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
東豊コミュニティ防 災センター	新発田市豊町4丁目 8番30号	多目的ホール 研修室3・4	273.00	令和4年11月11日
			98.00	

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
新発田市隣保館	新発田市住吉町2丁 目3番28号	会議室 (旧 教養娯楽室Ⅰ・ Ⅱ)	49.60	令和4年11月11日
		研修室 (旧 研修室・会議室)	99.30	
住吉コミュニティセ ンター	新発田市住吉町5丁 目4番25号	会議室1・2 (旧 会議室(1)・ (2))	90.50	令和4年11月11日
五十公野コミュニテ ィセンター	新発田市五十公野 4930番地1	多目的ホール1 (旧 多目的ホール)	233.07	令和4年11月11日

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
豊町ふれあいコミュ ニティセンター	新発田市豊町4丁目 8番29号	多目的ホール 会議室(大)	99.37	令和4年11月11日
			49.68	

◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、十日町市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動があった旨の報告があった。

令和5年2月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
-------	--------	----	--------	---------------

東下組さわらびセンター (旧 東下組地区生活改善センター)	十日町市東下組1112番地2 (旧 十日町市東下組1353番地)	大会議室 (旧 大会議室、小会議室)	57.77 (旧 68.00、32.40)	令和5年1月18日
西部会館	十日町市稲荷町四丁目398番地6 (旧 十日町市稲荷町4丁目398番地6)	大会議室 中会議室	69.97 33.12	令和5年1月18日
十日町市ふるさと会館 (旧 ふるさと会館)	十日町市真田甲1691番地	大広間 中広間	82.67 38.77	令和5年1月18日
十日町市魚野田川活性化施設「よんたご」 (旧 十日町市魚之田川活性化施設「よんたご」)	十日町市中条戊2211番地	大会議室	49.70	令和5年1月18日
十日町市室野克雪管理センター (旧 室野克雪管理センター)	十日町市室野4286番地	集会室	102.00	令和5年1月18日